

改正後

現行

(削除)

3) 活動内容

- ① 電話相談・面接相談（一般相談）
保健師や心理相談員、保育士が従事し、タイムリーな相談を行っている。
- ② ネットワークミーティング
横須賀市内における児童虐待の防止と早期発見・早期対応を図るため、児童虐待防止ネットワークミーティングを設置。具体的には関係機関相互の情報の共有と連携の強化を目指す「全体会」と、個々のケースを共有し、今後の方針と役割分担を明確にするための「部会」により構成されている。
- ③ MCG
子どもへの虐待が危惧される親、虐待をしまっている親のために、同じ立場の親同士気持ちを話し合い、自分自身を見つめ、ストレスを軽減し、育児を支え、子どもへの虐待を予防する場の提供をする。
- ④ 心理相談
虐待問題などで混乱した保護者の気持ちを整理する手助けをする。具体的には、数回のセラピーで整理のつく方・他のケアを紹介した方がよい方、あるいは併用した方がよい方、精神科受診につなげる必要のある方など、保護者の心理状況のアセスメントを行い適切な対応計画を立てて実施する。
- ⑤ メンタルヘルス相談
虐待問題に悩む当事者・親族および関係機関の相談を受ける。また、関係機関（職員）のメンタルヘルスカケアも行う。
- ⑥ 緊急一時入院・保育
親の同意を得ることを条件とし、緊急一時入院・保育を実施することで虐待を受けている、又は受ける可能性のある子どもの安全を確保し、保護者を指導、親子関係の緊張緩和、重症化を防ぐ。また、利用中に関係機関及び保護者と話し合い、利用後の生活、子育てについて準備する。
- ⑦ 従事者研修・啓発活動
関係者の虐待問題に取り組むスキルを上げ、より連携がスムーズにとれるようにする。また、地域からの依頼も積極的に受理し、虐待に対する偏見をなくし、虐待問題に協力的なまちづくりを目指す。

5. ネットワークの効果

- ① 虐待の相談が増え把握がしやすくなったと同時に早期対応が可能となった。
- ② 関係機関の役割が明確になり、相互の機能を理解することができた。それにより連携がスムーズになった。

改正後

現行

(削除)

児童虐待防止ネットワークミーティング実施要領

(総則)

第1条 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、児童虐待の防止と早期発見・早期対応を図り、これからの時代を担う子どもたちを虐待から守るために、児童虐待防止ネットワークミーティング（以下、「ネットワークミーティング」という。）を設置する。ネットワークミーティングにはネットワークミーティング全体会（以下、「全体会」という。）とネットワークミーティング部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(事務局)

第2条 ネットワークミーティングの事務局は、健康福祉部子育て支援課内に置き、事務局長は子育て支援課長をもってあてる。

(全体会の目的)

第3条 全体会は、関係機関相互の情報の共有と連携の強化を目的とし、次の関係機関・団体の代表者で構成する。

教育委員会、医療機関、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、民間保育園、民間幼稚園、弁護士、健康福祉部、その他市長が必要と認める関係機関・団体の代表者

(全体会の開催)

第4条 全体会は年に2回開催し、次の事項について検討する。

- (1) 関係機関・団体相互の情報交換に関すること
- (2) 各関係機関・団体の役割の明確化と、連携の強化に関すること
- (3) 啓発活動に関すること
- (4) 現在活動中の事例に関すること
- (5) その他児童虐待防止策に関すること

(部会の目的)

第5条 部会は、個々のケースの情報を共有し、今後の方針・役割分担を明確化することを目的とし、ケースに関わる関係機関・団体で構成する。

(部会の開催)

第6条 部会は、事務局長が必要と認めた時に随時開催する。

改正後	現 行
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第7条 ネットワークミーティングに関わる構成員は、個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）を遵守し、ネットワークミーティングで知り得た個人の情報について、正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。やむをえず情報を提供する場合は、活動に必要な最低限度の者に、最低限度の情報提供でなければならない。</p> <p>(その他の事項)</p> <p>第8条 この要領について必要な事項は、子育て支援課長が定める。</p> <p>附則 この要領は、平成12年（2000年）5月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成13年（2001年）11月1日から施行する。</p>